

【事案Ⅱ－3】入院共済金請求

・2021年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は2019年9月3日～同年11月30日までの89日間の入院に対して、入院共済金が89万円であるにもかかわらず、支払がなされなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2019年9月3日～同年11月30日までの89日間の入院について、入院共済金890,000円から一部通院共済金として支払われている270,000円を差し引いた620,000円を申立人へ支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

2019年8月11日に交通事故に遭い、恐怖心と身体にけがを負ったことから精神的疾患が再発。かかりつけ医受診の結果、医師の指導の下、入院となったものであり、本件の入院は以下の理由より約款・事業規約に定める入院に該当するものである。

- (1) 単身生活であり、日常的な生活を送ることが困難であった。
- (2) 単身生活している中で、事故で受けた怪我の痛み、生命に対しての恐怖心から無気力、脱力感が著しくこの生活を続けることが危険だと感じた。
- (3) 元来精神疾患を持っており、受診の際、医師より入院を勧められた。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 「入院」の該当性の判断

「入院」該当性は、疾病、症状、治療の内容および外泊状況などから客観的、合理的に判断される。

(2) 症状

医療記録によれば、入院時の申立人の症状は、申立人が主張する食欲の低下などもなかったことがわかり、食事の支障となる事情が存在したことは、記録上認められない。また、不安や睡眠障害との訴えについても、医療記録上、医学的観点からの問題は認められない。

なお、交通事故がうつ状態への負荷になった可能性について、否定はできないもの

の、整形外科の診療記録を参照すると初診時の診断は打撲と擦過傷であり、骨折などは認められない。また事故2日後に独歩にて整形外科を受診していることからすると、けがの程度は重度ではないと考えられることから、申立人に明らかに抑うつを引き起こすような重度な症状があったとは考えにくい。

以上を踏まえ検討すれば、医学的に入院を要するような重篤な症状は認められず、入院の必要性は認められないものであった。

(3) 治療の内容

① 入院中の薬物療法に関しては、薬剤調整との観点から入院の必要性があったとは解されない。精神療法に関してもプログラム化された治療が行われた記録はなく、入院が必要であったとは解されない。その他、入院中には血液検査や胸部レントゲン撮影等が行われたが、いずれも外来で検査可能なものである。

入院して行う必要のある治療があったか否かとの観点から検討しても、入院を要する治療は行われておらず、入院の必要性は認められないものであった。

② 入院中の様子

看護記録記載内容は、病院や医師の指導に従い、その管理下において誠実に治療に専念していたものであるかについて、疑問を生じさせるものである。

(4) 本件入院における外出外泊について

本件入院2日目の9月4日には外出を開始し、その後入院89日間に62日外出した。また、10月5日～6日から外泊を開始し、計9回外泊をした。外出も外泊もない日は、入院89日中9日間のみであり、「常に医師の管理下において治療に専念する」状態に無かったことが明らかである。

以上の状況より、疾病、症状、治療の内容および外出・外泊状況から客観的、合理的に判断した結果、被申立人は、申立人の入院が、被申立人の約款・事業規約上の「入院」には該当しないと判断したものである。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人のうつ病については、入院の必要性に関する一般的な医学的知見に照らして入院を考慮する場合には該当しないものと認められる上、申立人の入院時の状態、本件交通事故の影響、治療の内容、外出・外泊の状況、その他本件に現れた事情を総合考慮してみても、一般的な医療水準に照らして客観的に判断すれば、本件入院が、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」との本件入院要件に該当するものとは認めることはできない。

そして、申立人の主張内容を勘案して更に検討してみても、他に、本件入院が本件入院要件を満たすものと認めることのできる証拠はない。